

令和5年2月
総会議事録

鳩山町農業委員会

令和5年2月27日

令和5年2月総会議事録

| | | | | | |
|---|--------------------|--------|------|---------|-----|
| 開 会 期 日 | 令和5年2月27日(月) | | | | |
| 開 催 場 所 | 鳩山町役場301会議室 | | | | |
| 開議及び宣言者 | 午後1時35分 | 会長(議長) | 金子茂雄 | | |
| 閉議及び宣言者 | 午後2時23分 | 会長(議長) | 金子茂雄 | | |
| 議 長 | 会長 金子茂雄 | | | | |
| 農 業 委 員 応 招 状 況 | | | | | |
| 1 | 恩 田 政 行 | 出 席 | 6 | 根 岸 郁 子 | 出 席 |
| 2 | 石 井 利 幸 | 出 席 | 7 | 金 井 幸 雄 | 出 席 |
| 3 | 小 鷹 隆 石 | 出 席 | 8 | 戸 口 英 子 | 出 席 |
| 4 | 小 林 三 千 雄 | 出 席 | 9 | 中 原 哲 彦 | 出 席 |
| 5 | 飯 島 千 春 | 途中出席 | 10 | 金 子 茂 雄 | 出 席 |
| 農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況 | | | | | |
| 1 | 畑 誠 | 出 席 | 4 | 宮 崎 広 幸 | 出 席 |
| 2 | 保 積 幸 明 | 出 席 | 5 | 吉 岡 只 正 | 出 席 |
| 3 | 小 久 保 光 男 | 出 席 | 6 | 田 島 健 一 | 出 席 |
| 議 題 | 農地法の規定に基づく諸申請の審議の件 | | | | |
| 傍聴者数 | なし | | | | |
| <p>参 与</p> <p>●事務局出席者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉澤祐一 事務局長 ・村本亮 書記 ・馬場紫野 担当 | | | | | |

[開会の宣言] 午後1時35分

◎金子会長

ただ今の出席農業委員は9名、農地利用最適化推進委員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年2月鳩山町農業委員会定例総会を開会いたします。

[議事日程の報告]

◎金子会長

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

[議事録署名委員の指名]

◎金子会長

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。

本日の定例総会の議事録署名委員は、8番・戸口英子委員、9番・中原哲彦委員を指名いたします。

お願いいたします。

[会期の決定]

◎金子会長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今月の定例総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。ご異議はございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

[諸般の報告]

◎金子会長

日程第 3、諸般の報告を行います。

ここで会長としての報告をいたします。

農業委員会会長として会長を務めております、鳩山町国保運営協議会が 2 月 9 日に開催され、2 月 15 日には、幹事を務めております、鳩山町地域農業再生協議会の幹事会が開催されましたので、それぞれ出席いたしました。

また、2 月 21 日には埼玉県農業会議による、農業委員会会長・事務局長会議が開催されオンラインで出席いたしました。

以上、報告とさせていただきます。

[日程第 4、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による

許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第 4、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の可否についての資料番号 1 を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読の前に、議案第 1 号並びに議案第 2 号につきましては譲受人が同一であり、関連性がございますことを申し添えいたします。

◎書記

朗読します。議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の可否について。令和 5 年 2 月 9 日受付。

資料番号 1、大字赤沼 [REDACTED]、地目、畑、面積、2,853 m²。同じく赤沼 [REDACTED]

[REDACTED]、地目、畑、面積、594 m²。譲受人 [REDACTED]

[REDACTED]。耕作地、145a、労働力、1。譲渡人 [REDACTED]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、3,447 m²。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、8,796㎡の所有農地と2,300㎡の借入地があり、すべての土地が良好に管理されております。

譲渡人は農地の受け手を探していたところ、申請地周辺で農地の集約化に取り組んでいる譲受人へ譲渡す話がまとまり、本申請に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

では、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

譲受人は、申請地周辺で遊休農地の解消に努めており、譲渡人から話を受け、農地を取得することとなりました。今後は隣接する所有地と一体で果樹を作付けする予定となっております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。

◎金子会長

ただいま、飯島委員がお見えになりましたので、会議への出席を許可します。
このため、出席農業委員が10名となりますのでご了承ください。

◎金子会長

事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員から、また吉岡推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真1枚目上段の2枚でございます。

譲受人は、昨年12月にも農地法第3条申請により2筆の農地を取得しており、うち1筆は本申請地の■側に隣接した農地でございます。昨年取得した2筆の農地について、取得前は遊休農地となっておりますが、譲受人による草刈りや伐採、耕耘作業を行い適正に管理されている状況でございます。

今回取得する申請地は現在遊休農地化しておりますが、譲受人が周辺と一体で遊休農地の解消に取り組むと聞いております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1は許可することに決定いたしました。

[日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による

許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。令和5年2月9日受付。

資料番号2、大字赤沼[REDACTED]、地目、畑、面積、1,073 m²。譲受人 [REDACTED]
[REDACTED]。耕作地、156a、労働力、1。譲渡人 [REDACTED]
[REDACTED]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、1,073 m²。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第2号、資料番号2の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、所有農地・借入地ともに、全ての土地が良好に管理されております。

譲渡人は申請地については自宅から距離もある事から耕作が行えずに管理のみしていた状態の農地でしたが、申請地周辺で農地の集約化に取り組んでいる譲受人へ譲渡す話がまとまり、本申請に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

意見等は特にございませぬ。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員からいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真1枚目中段の1枚でございます。

本申請は議案第1号で審議をしていただいた内容と同じ譲受人への所有権移転の申請となっております、申請地は議案第1号の申請地と隣接している農地でございます。

申請書2枚目の別添に記載されている申請地の面積については議案第1号の取得面積を加えた面積となっております。

申請地は現在良好に管理されている状況でございますが、農地取得後は譲受人による果樹の作付け予定と聞いております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎小久保委員

はい。

◎金子会長

小久保委員。

◎小久保委員

経営計画書の経営試算が議案第1号と第2号で同じ金額となっておりますが、農地の取得により金額は若干変わるのではないのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

本申請は2件とも同日に提出されており、経営試算については現在の状況から算出されたため、同額となっておりますが、本来は議案第2号には第1号で取得した農地での粗収入等を加えることが望ましいと思いますので、次回からは経営試算の整合性を含めてよく確認をして参ります。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2は許可することに決定いたしました。

[日程第6、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による

許可申請に対する意見の決定について]

◎金子会長

日程第6、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号3を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和5年2月10日受付。

資料番号3、大字石坂 [REDACTED]、地目、畑、面積、372 m²。譲受人 [REDACTED]

[REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]

[REDACTED]。

転用目的：自己用住宅

面積合計、畑、372 m²。農地区分：農業振興地域外・第2種農地。

◎金子会長

この件につきまして、石坂1・石坂2地区担当の小林農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎小林委員

石坂1・石坂2地区担当の小林です。

それでは、議案第3号、資料番号3の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は譲受人が土地所有者の譲渡人から所有権を移転して自己用住宅を建設するための申請です。

農地転用の許可基準の農地区分につきましては、第2種農地であり、住宅への転用は問題ありません。

また、都市計画法第34条第11号区域内であり、開発行為許可申請の手続きも問題ないと思われまます。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の石坂1・石坂2地区担当の田島委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎田島委員

石坂1・石坂2地区担当の田島です。

では、議案第3号、資料番号3の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、小林農業委員から説明があったとおりでございます。

譲受人は、現在■■■■の借家に住んでおりますが、生活環境の変化に伴い、自己用住宅の建築を検討したところ、本申請地での話がまとまり、今回、農地転用の申請をすることとなりました。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

では、補足説明をさせていただきます。

事業説明等については小林農業委員から、また田島推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真1枚目下段の2枚でございます。

申請地は■■■■から■■■■へ向かった道路沿いに位置する第2種農地であり、住宅への転用は問題ございません。

本申請地は道路からの進入もできる状況であり、土地の造成計画はございません。

事業計画の遂行能力は、工事計画書、資金計画書、関係書類より実行性も判断できません。

また、事業計画の詳細の縦横断図面及び立面・平面図、土地利用計画図を始め、参考資料もすべて提出されております。

今回申請された第5条第1項に基づく申請に関しましては、土地の状況や添付書類を含んだ申請書につきまして、事務局といたしましては、特段問題ないと考えております。

また、ここで一部訂正がございます。委員から事前にご指摘をいただきましたが、資料23ページの委任状について、下段の譲受人の住所の「 」の字は「 」の誤りでございますので、代理人を通じて修正対応させていただきます。

以上補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号3の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号3は許可相当とすることに決定いたしました。

[日程第7、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による

許可申請に対する意見の決定について]

◎金子会長

日程第7、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号4を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の

決定について。

令和5年2月10日受付。

資料番号4、大字赤沼 [REDACTED]、地目、畑、面積、1,812 m²の内595 m²。譲受人 [REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]。

転用目的：資材置場（一時転用）。

面積合計、畑、595 m²。農地区分：農業振興地域内・第1種農地。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第4号、資料番号4の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、[REDACTED]で土木業等を行っている法人でございます。

本申請は、土地の賃借権を設定し、譲受人の法人が行う、[REDACTED]での工事中に発生する残土を一時的に農地に置くための一時転用の申請でございます。

農地区分につきましては、農業振興地域内の第1種農地でございますが、一時的な農地転用申請であり問題ありません。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

では、議案第4号、資料番号4の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、石井農業委員から説明があったとおりでございます。

申請地は現在、露地野菜等の作付がされている土地でございますが、収穫後に一時使用されることとなります。

一時転用期間終了後は農地へ復元しまして、今まで通り農地として利用される計画となっております。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第4号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員から、また吉岡推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真2枚目上段の2枚でございます。写真を見ると、現在は良好に管理・耕作されている農地でございます。

申請地については、 を へ向かった、左側に位置する農地でございます。

本申請は、譲受人の法人が土地を賃借権設定により借り受け、一時的に資材置場として使用する一時転用申請でございます。期間は4ヶ月となっております。

 の工事現場で発生する残土でございますが、現場近くで資材置場用地を探したところ適地が見つからず、本申請地を使用する話がまとまったということです。

本申請地は第1種農地であり、本来は資材置場等への転用ができない農地でございますが、一時転用の場合は、使用後は農地に復元されることから、転用が可能となっております。

一時転用期間中は養生シートと鉄板を設置することで、農地への復元に支障の無いよう対策が計画されております。

また、境界から離して残土等を置くことで、周辺農地への被害防除も計画されております。

事業計画書や資金計画書等必要な書類は添付されており、今回申請された第5条第1項に基づく申請に関しましては、計画の実行性や添付書類を含んだ申請書につきまして、事務局といたしましては、特段問題ないと考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎吉岡委員

はい。

◎金子会長

吉岡委員。

◎吉岡委員

一時転用は4ヶ月の予定ですが、期間終了後は何か報告があるのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

農地転用は一時転用に関わらず、事業完了後に完了届を提出することとなっており、その後に地目変更となります。本案件は一時転用でございますので、更地に戻して完了届を出していただくこととなり、地目変更はございません。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号4の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号4は許可相当とすることに決定いたしました。

[日程第8、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による
許可申請に対する意見の決定について]

◎金子会長

日程第8、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号5を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和5年2月10日受付。

資料番号 5、大字泉井 [REDACTED]、地目、畑、面積、442 m²。譲受人 [REDACTED]

[REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]。

転用目的：自己用住宅。

面積合計、畑、442 m²。農地区分：農業振興地域内・第 1 種農地。

◎金子会長

この件につきまして、大橋・泉井地区担当の恩田農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎恩田委員

泉井地区担当の恩田です。

では、議案第 5 号、資料番号 5 の農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は譲受人が土地所有者の譲渡人から所有権を移転して自己用住宅を建設するための申請です。

農地転用の許可基準の農地区分につきましては、第 1 種農地ではありますが、自己用住宅への転用は問題ありません。

また、都市計画法第 34 条第 11 号区域内ですので、開発許可も問題ないと思われま

す。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の大橋・泉井地区担当の畑委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎畑委員

大橋・泉井地区担当の畑です。

では、議案第 5 号、資料番号 5 の農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、恩田農業委員から説明があったとおりでございます。

譲受人は現在、借家に住んでおりますが、生活環境の変化に伴い、自己用住宅の建築を検討したところ、親戚の土地である申請地を計画地とすることになりました。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第 5 号の補足説明をさせていただきます。

事業説明等については恩田農業委員から、また畑推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真2枚目中段の2枚でございます。

申請地は[]から[]前を[]に向かった左側に位置した第1種農地となっています。

事業計画の遂行能力は、工事計画書、資金計画書、関係書類より実行性も判断できます。

また、事業計画の詳細の縦横断面図及び立面・平面図、土地利用計画図を始め、参考資料もすべて提出されております。

今回申請された第5条第1項に基づく申請に関しましては、土地の状況や添付書類を含んだ申請書につきまして、事務局といたしましては、特段問題ないと考えております。

以上補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎吉岡委員

はい。

◎金子会長

吉岡委員。

◎吉岡委員

資料16ページの資金計画書類を見ると土地代が含まれておりませんが、売買は発生しないのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

土地代については確認し、その他の補正事項と合わせて対応させていただきます。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号5の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号5は許可相当とすることに決定いたしました。

[日程第9、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による
許可申請に対する意見の決定について]

◎金子会長

日程第9、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号6を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和5年2月10日受付。

資料番号6、大字熊井[REDACTED]、地目、畑、面積、1,371 m²。譲受人 [REDACTED]

[REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]

転用目的：太陽光発電事業。

面積合計、畑、1,371 m²。農地区分：農業振興地域内・第2種農地。

◎金子会長

この件につきまして、上熊井地区担当の根岸農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎根岸委員

上熊井地区担当の根岸です。

それでは、議案第6号、資料番号6の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は譲受人が土地所有者の譲渡人から所有権を移転して太陽光発電施設を建設するための申請です。

地元説明会については、令和3年7月に回覧方式により実施されております。

申請地については、熊井地内の■■■■の■■側の山林に囲まれている、第2種農地で転用は可能な土地でございます。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の上熊井・下熊井・高野倉地区担当の小久保委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎小久保委員

上熊井・下熊井・高野倉地区担当の小久保です。

では、議案第6号、資料番号6の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

譲渡人は■■■■在住であり、申請地は今後耕作する予定の無い農地でございます。

また、申請地は山林に囲まれ、耕作に支障があるため、長年遊休農地となっている状況でございます。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第6号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については根岸農業委員から、また小久保推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真2枚目下段の2枚でございます。

写真を見ていただくと、現在は草が伸び、遊休化している農地でございます。

写真左側を見ていただくと、右の奥に太陽光パネルが見えますが、こちらは令和3年4月に農業委員会総会で審議をした、別の太陽光事業により設置されたものでございます。

提出された案内図については印刷が薄くなってしまいましたので、資料の最終ページに別の案内図を添付させて頂きました。

本申請では土地の造成計画はございませんが、雨水排水対策については、計画地を囲むフェンスの下に土留を設け、計画地全体で浸透させる計画となっております。

本申請における事業計画の遂行能力は、工事計画書、資金計画書、関係書類より実行性も判断されており、事業計画の詳細の縦横断面図及び立面・平面図、土地利用計画図を始め、参考資料も提出されております。

資力信用でございますが、資金計画書に必要な資金確認書類により確認しております。

今回の農地法第5条第1項に基づく申請に関しましては、土地の状況や添付書類を含んだ申請書につきまして、事務局といたしましては、特段問題ないと考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号6の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号6は許可相当とすることに決定いたしました。

[日程第10、専決処分の報告について]

◎金子会長

日程第10、専決処分の報告1件を議題といたします。

報告資料番号1の10a未満の農地改良届出について、事務局の報告をお願いいたします。

◎書記

ご報告いたします。

報告1、10a未満の農地改良届出について。

令和5年1月26日受理。

報告資料番号1、大字泉井■■■■■、地目、畑、面積、517㎡。譲受人■■■■■

転用目的：農地改良。

◎金子会長

この件につきましては、専決処分の報告ですのでご了承願います。

[閉会の宣告] 午後2時23分

◎金子会長

以上で今月の総会に付された案件は、すべて終了いたしました。よって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長


異議なしと認めます。


よって、今定例総会は閉会することに決定されました。

お疲れさまでした。

上記会議のてん末を以ってその相違ないことを証するためにここに
署名・捺印する。

令和5年3月27日

会長 金子 茂 雄 

委員 戸口 黄子 

委員 中京 哲彦 